

南部町いじめ防止基本方針

平成26年2月

(最終改定 平成31年1月)

南部町・南部町教育委員会

目 次

| | |
|-------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 | 2 |
| 1 いじめ防止対策推進法制定の意義 | 2 |
| 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念 | 2 |
| 3 法が規定するいじめの防止等への組織的対策 | 2 |
| (1) いじめの防止等のための基本的な方針の策定 | 2 |
| (2) 組織等の設置 | 2 |
| 4 いじめの定義 | 3 |
| 5 いじめに関する基本的認識 | 4 |
| 6 いじめの防止等に関する基本的考え方 | 4 |
| (1) いじめの防止 | 4 |
| (2) いじめの早期発見 | 4 |
| (3) いじめへの対処 | 5 |
| (4) 地域や家庭との連携について | 5 |
| (5) 関係機関との連携について | 5 |
| (6) 保護者の役割について | 5 |
| 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項 | 5 |
| 1 いじめの防止等のために町が実施すべき施策 | 5 |
| (1) 基本的施策 | 5 |
| (2) いじめに対する対応 | 7 |
| 2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策 | 7 |
| (1) いじめ防止基本方針の策定 | 8 |
| (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織 | 8 |
| (3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置 | 9 |
| 3 重大事態への対処 | 11 |
| (1) 教育委員会又は学校による調査 | 11 |
| (2) 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置 | 14 |
| 第3 その他のいじめの防止等のための対策に関する重要事項 | 14 |

はじめに

子供の健やかな成長は、社会全体の切なる願いであり、これから社会に巣立つ子供たちが将来の夢を抱きながら生き生きと成長していくことができる社会を実現していくことは、私たち大人の重大な責務です。

しかし、いじめ等により、子供の生命や身体に重大な危機が生じる事案が発生しており、社会問題となっています。

このような中、平成25年6月28日「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）が公布され、同年9月28日に施行されました。この法は、いじめ防止等のための対策に関し、国、地方公共団体及び学校等の責務を明らかにするとともに、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針の策定や、基本となる事項を定めたものです。

「南部町いじめ防止基本方針」は、いじめ問題への対策を社会総がかりで進め、学校・家庭・地域・関係機関の連携を図り、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処等をより実効的に進めるために、国の基本的な方針を参酌し、法により新たに規定された基本方針の策定、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにし、いじめ防止等を総合的かつ効果的に推進するために策定したものです。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめ防止対策推進法制定の意義

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも国や各地域、学校において様々な取組が行われてきた。

しかしながら、未だいじめを背景として児童生徒の生命や心身に重大な危機が生じる事案が発生している。

いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

このように、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）が成立した。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等の対策は、すべての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

さらに、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、町、学校、地域住民、家庭その他関係者の連携の下、いじめの問題克服を目指して行われなければならない。

3 法が規定するいじめの防止等への組織的対策

(1) いじめの防止等のための基本的な方針の策定

- ① 町は、法第12条に基づき、町におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を策定する。
- ② 本基本方針で対象とする学校は、町内に所在する小学校、中学校とする。

(2) 組織等の設置

- ① 学校は、法第22条に基づき、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。
- ② 教育委員会又は学校は、法第28条第1項に基づき、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同様の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該教育委員会又は学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事

実関係を明確にするための調査を行うものとする。

※重大事態とは

ア いじめにより、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより、児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ウ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

- ③ 町長は、法第30条第2項に基づき、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関として「南部町いじめ問題調査会」を設け、調査を行う等の方法により教育委員会又は学校の調査の結果について調査を行うことができる。

4 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

一見いじめとしてみなされるものの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

○具体的ないじめの態様（例）

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。

- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンやスマートフォン等で誹謗中傷や嫌なことをされる。

5 いじめに関する基本的認識

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

一方、いじめは加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

6 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、すべての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取り組みが必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、すべての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、すべての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

これらに加え、いじめの問題への取組の重要性について町民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

さらに、いじめの早期発見のため、学校や教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を

整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素よりいじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) 地域や家庭との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。いじめを認知したら、関係の児童生徒や家庭間での解決を図るだけでなく、事案によってはPTAや地域の関係機関と協議することも必要である。その場合、解決に向けた取組としてのねらいや内容を明確にすることが大切であるとともに個人情報やプライバシーの問題も含め慎重に対応することが重要である。

(5) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会の指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関等）との適切な連携が必要であり、平素から学校や教育委員会と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

(6) 保護者の役割について

保護者は、家庭の温かな人間関係の中で、児童生徒がいじめを行わないように規範意識を養うための指導を行うよう努めなければならない。また、日頃からいじめの防止等について理解を深めるとともに、児童生徒が悩み等を相談できる雰囲気づくりに努めることが大切である。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために町が実施すべき施策

(1) 基本的施策

① いじめの未然防止のための対策

ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことがいじめの防止等に資することを踏まえて、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。

イ いじめの防止等に資する活動であって、児童生徒の自治的な能力や自主的な態度を育て、必要な望ましい人間関係を築くための特別活動や児童会・生徒会活動の充実を図る。

ウ 児童生徒に達成感や充実感を味わわせるわかる授業や、生徒指導の3つの機能（自己存在感、自己決定の場、共感的人間関係）を取り入れた授業を推進する。

② いじめの早期発見のための対策

ア 町内すべての小・中学校の児童生徒に対する定期的な「いじめに関するアンケート調査」の実施を推進するとともに、教育相談その他の必要な措置を講ずる。

イ いじめに関する相談や通報を受け付けるための電話等による相談窓口について、広く周知する。

③ 関係機関等との連携

ア いじめの防止等のための対策が適切に行われるよう、警察や児童相談所などの関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体との連携強化や、その他必要な体制の整備を行う。

イ 多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体との連携促進や、学校評議委員会、学校運営協議会、放課後児童保育など、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制の構築に努める。

ウ いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備する。

④ 教職員の資質向上

ア いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の研修の充実を通して資質能力の向上を図る。

イ いじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上に必要な措置を講ずる。

⑤ 相談支援体制の充実

ア 心理、福祉等に関する専門的知識を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどのいじめ防止を含む教育相談に応じる者を派遣する制度の充実を図る。

イ 児童生徒及びその保護者並びに教職員がいじめに係る相談を寄せることができる体制を整備する。

ウ 部活動休養日を設定するなど教職員の業務の見直しを行い、いじめに係る相談等に応じる時間を一層確保する。

⑥ いじめの防止等のための対策の調査研究等の推進

ア 以下のようないじめの防止等のために必要な事項について、調査研究および検証を行い、その成果の普及を図る。

- ・いじめの実態把握の取組
- ・いじめの防止及び早期発見のための方策
- ・いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援の在り方
- ・いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方

⑦ インターネットやスマートフォンを利用したいじめ（以下「インターネット上のいじめ」という）への対策

ア インターネット上のいじめは、匿名性が高く、一つの行為がいじめの被害者にと

どまらず、学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性や深刻な影響を及ぼすものであることを考慮して対策を検討する。

イ 児童生徒に対してインターネット上のいじめが刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となりうる等、重大な人権侵害に当たることを理解させるための情報モラル教育の充実を図る等の必要な教育活動を促す。

ウ インターネット上の不適切なサイトや書き込み等の実態把握と、それを踏まえた対応・対策の周知を図るとともに、状況に応じて関係機関との連携を図る。

⑧ 啓発活動等の実施

ア いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに関する相談制度及び救済制度の具体的内容等について、児童生徒、保護者、教職員及び地域住民に対し、必要な広報その他の啓発活動を行う。

イ 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて児童生徒の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置など家庭への支援を行う。

⑨ 学校評価・教職員評価への指導・助言

ア 教育委員会は、学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう、学校に対する必要な指導・助言を行う。

イ 教育委員会は、教職員評価において、いじめの問題を取扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、各学校における教職員評価への必要な指導・助言を行う。

⑩ 学校運営改善の支援

ア 教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、町は事務機能の強化等の学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善の支援に努める。

イ 町は、保護者や地域住民が、いじめの問題など学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりの支援に努める。

(2) いじめに対する対応

① 教育委員会は、小・中学校から法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。

2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の

対策のための組織を中核として、校長のリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

(1) いじめ防止基本方針の策定

学校は、国や県、町の基本方針等を参考に自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や内容等を「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)として定める。(法第13条)

【内容例】

- 学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定める。
- 具体的な内容として、いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図ったりする。
- 校内研修等いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組や、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等をあらかじめ定める。
- 学校基本方針が、当該学校の実情に即して機能しているか、法第22条の組織を中心に点検し、必要に応じて見直すPDCAサイクルを学校基本方針に盛り込んでおく。
- 学校基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者等地域の方にも参画いただく。
- 児童生徒とともに学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。(法第22条)

組織の名称は、学校の判断による。

いじめに対しては、学校が組織的に対応することが必要であること、また、必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応する。

【役割】

- 学校が、組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、学校基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割を担う。
- いじめの相談・通報の窓口となる。
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報を収集、記録し、それを共有する。
- いじめの疑いに係る情報があった時には、緊急会議を開いていじめの情報を迅速

に共有し、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

- いじめであるかどうかの判断は、組織的に行うことが必要であり、当該組織が情報の収集と記録及び共有の役割を担うため、教職員はささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずにすべて当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、児童生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。
- 学校基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証など、PDCAサイクルにより取組む。

【構成員等】

- 当該組織を構成する「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員などから、組織的対応の中核として機能するような体制を学校の実情に応じて決定する。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加するなど柔軟な組織とする。
- 法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応することも考えられる。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校基本方針には、「いじめの防止」、「早期発見」、「いじめに対する措置」を主な項目として、「学校がいじめ問題にどのように取組むか」、そのために「教職員は何をするのか」、「保護者や地域はどう協力するのか」等を具体的に示す。

① いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。未然防止の基本は、児童生徒のコミュニケーション能力を育むことや規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できる授業づくり・集団づくりである。

学校は、児童生徒に対して、傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

いじめに向かわない態度・能力の育成に向けた指導に当たっては、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう実践的な取組を行う。その際、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶよう指導する。

さらに、発達障害を含む障害のある児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒、天災やそれに関わる事由により避難している児童生徒など、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に当該児童生

徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとられることなく互いを認め合える人間関係・学校風土づくりに努める。

また、教職員の言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払う。

② 早期発見

いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくい判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう、アンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、実態把握に取り組む。

③ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3カ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又はいじめの防止等の対策のための組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断する。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒

本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめの防止等の対策のための組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒について日常的に注意深く観察する必要がある。

3 重大事態への対処

(1) 教育委員会又は学校による調査

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月）文部科学省」により適切に対応する。

① 重大事態の発生と調査

ア 調査を要する重大事態の例

- いじめにより生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより相当の期間学校欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - ・ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も教育委員会又は学校の判断で重大事態と捉える。
- 児童生徒や保護者からいじめにより重大な事態が生じたという申立てがあったとき
 - ・ 児童生徒や保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま重大事態ではないと断言できないことに留意する。

イ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は教育委員会を通じて町長へ事態発生について報告する。

ウ 調査の主旨及び調査主体

教育委員会は、学校から報告を受けた際、その事案の調査を行う主体やどのよう

な調査組織とするかについて判断する。

教育委員会が調査の主体となるのは、学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合である。

学校が調査主体となる場合は、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

エ 調査を行う組織

学校におけるいじめの防止等の対策のための組織又は教育委員会が設置する組織において調査を行う。重大事態が起きてから急遽調査を行うための組織を立ち上げることは困難である点から、地域の実情に応じて平時から設置しておくことが望ましい。

ただし、構成員の中に調査対象となるいじめ事案の関係者と直接人間関係又は特別な利害関係を有する者がいた場合、その者を除き、新たに適切な専門家を加えるなど公平性・中立性を確保する。

オ 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実を速やかに調査する。

また、教育委員会・学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要である。教育委員会又は学校は、調査を行う組織に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

○ いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・ いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、個別事案が広く明らかになり、被害児童生徒や情報提供者に被害が及ばないように留意する。
- ・ 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を抑止する。
- ・ いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的ケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。
- ・ これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導・支援し、関係機関と連携して対応する。

○ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合（いじめられた児童生徒が入院や死亡の場合）

- ・ 当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今

後の調査について協議し、調査に着手する。

- ・ 調査方法は、原則として在籍児童生徒や教職員に対して質問紙調査や聴き取り調査等を行う。
- いじめられた児童生徒が自殺した場合に対応
- その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、その在り方について以下の事項に留意の上、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月 文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。
- ・ 遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
 - ・ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
 - ・ 遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておく。
 - ・ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助を求め、客観的かつ総合的に分析評価を行うよう努める。
 - ・ 調査を行う組織については、学識経験者、心理や福祉の専門家、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
 - ・ 学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
 - ・ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要である。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHOによる自殺報道への提言を参考にする。

カ その他留意事項

事案の重大性を踏まえ、教育委員会の積極的な支援が必要となる。また、重大事

態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者、地域に不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合がある。教育委員会及び学校は、児童生徒、保護者及び教職員への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報を発信し、個人のプライバシーに配慮する。

② 調査結果の提供及び報告

ア 調査結果を適切に提供する責任

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。

これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

イ 調査結果の報告

調査結果は、町長に報告する。

上記アの説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて町長等に送付する。

(2) 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

① 再調査（「南部町いじめ問題調査会」の設置）

報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査の結果について「南部町いじめ問題調査会」による調査（以下「再調査という。」）を行うことができる。当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図るよう努めることが求められる。再調査についても、教育委員会又は学校による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

町長は、再調査を行ったとき、その結果を議会に報告する。議会に報告する内容については、個人のプライバシーに配慮する。

第3 その他のいじめの防止等のための対策に関する重要事項

町は、町の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して基本方

針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。